

取り下げ依頼提出期限について

【郵送による依頼】

毎月 22 日必着で送付してください。(令和 3 年度)

22 日を過ぎた場合は、次月審査分となりますので御了承ください。

【オンラインによる依頼】

下記の日程までに送付してください。

過ぎた場合は、次月審査分となりますので御了承ください。

令和 3 年								令和 4 年		
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
19 日 (水)	18 日 (金)	19 日 (月)	20 日 (金)	17 日 (金)	20 日 (水)	18 日 (木)	17 日 (金)	20 日 (木)	18 日 (金)	18 日 (金)

※留意事項

減点箇所、減点内容に関するレセプトの修正（病名やコメントの追加及び記載誤りによる請求内容の修正）についての取り下げ依頼はお受けできません。

減点に対する不服申し立てについては、再審査請求をお願いいたします。なお、再審査請求につきましては、再審査請求書に詳細な理由等を記載して御提出ください。